

重要

平成 29 年 8 月 17 日

組合員各位

さつき工業協同組合
事務局

首都高速道路株式会社からのお知らせ

(コーポレートカードにおいては平成 29 年 9 月より車両不一致には割引を付与しない)

拝啓 時下ますますご清栄のことと拝察申し上げます。
平素は格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

表題に関しまして、添付の通知が首都高速道路株式会社より到着いたしました。

同社より、組合員様にも周知願いたいとのことでありますので、原文を添付いたしました。

内容は、従来からお知らせしております通り、コーポレートカードにかかる利用約款適用会社が NEXCO 3 社から、阪神高速道路(株)、首都高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)を含む 6 社宛、適用になることの一環であります。

又、「ETC コーポレートカード利用約款」が高速道路 6 社宛適用開始されたことに伴い、6 社の内、どれか 1 社においての、利用約款違反は 6 社宛全てに対して共通して利用停止措置、割引停止措置等がとられうるということであります。

利用約款違反、法令違反自体は当該企業様、ご使用者様の個別事案ではありますが、割引停止等は全組合員に適用されることがあるということを、再度、ご認識願います。

コーポレートカードの利用条件は（1）複数車両での使用禁止（2）交通規則の遵守の 2 点のみです。この 2 点を守っていただくことにより、組合全体の利用者様に高割引が付与されるのであります。どうか上記 2 点を遵守する社内体制強化に努めていただきますようお願いいたします。

敬具

平成29年8月10日
首都高速道路株式会社

ETC コーポレートカード登録外車両によるご利用の 大口・多頻度割引非適用について（お知らせ）

日頃から首都高速道路をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

平成29年9月ご利用（10月送付）分から、ETC コーポレートカードに車両番号が表示された登録車両以外で首都高速道路を利用された場合（以下「車両不一致」といいます。）、大口・多頻度割引の算定母数から外れることとなりました。

こちらに関して、首都高速道路営業規則が以下のとおり改正されております。

■首都高速道路営業規則（追加部分抜粋）

（大口・多頻度割引）

第16条の2

5 大口・多頻度割引は、利用約款第15条第2項に規定するカード利用者がコーポレートカードに記載された車両番号に一致する車両によりETCシステムを利用して無線通信により首都高速道路を通行し、かつ、コーポレートカードにより当該通行料金を支払う場合に限り適用するものとします。（利用約款第10条の2第3項の定めに従い再発行仮カードを利用した場合及び利用約款第28条の2第4項の定めに従い既に貸与されている旧車両のコーポレートカードを一時的に利用した場合を含みます。）

■施行日：平成29年9月1日

首都高速道路営業規則のHPはこちらです。

<http://www.shutoko.jp/fee/clause/kisoku/>